

多床室・利用料金 概算表（1割負担の場合）

施設名：特別養護老人ホーム二の丸

単位：円

【第1段階】 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者または生活保護世帯

1か月＝30日

区分	基本料金	加算料金					保険外		加算料金		計 (自己負担額)
		日常生活継続	看護体制	夜勤職員配置	個別機能訓練	栄養マネジメント	食事代	居室代	生活機能向上	口腔衛生管理	
介護度	1日	1日(I)	1日(I+II)	1日	1日	1日	1日	1日	1か月	1か月	1か月
介護度1	559	36	12	16	12	14	300	0	100	30	28,600
介護度2	627	36	12	16	12	14	300	0	100	30	30,640
介護度3	697	36	12	16	12	14	300	0	100	30	32,740
介護度4	765	36	12	16	12	14	300	0	100	30	34,780
介護度5	832	36	12	16	12	14	300	0	100	30	36,790

【第2段階】 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方

区分	基本料金	加算料金					保険外		加算料金		計 (自己負担額)
		日常生活継続	看護体制	夜勤職員配置	個別機能訓練	栄養マネジメント	食事代	居室代	生活機能向上	口腔衛生管理	
介護度	1日	1日(I)	1日(I+II)	1日	1日	1日	1日	1日	1か月	1か月	1か月
介護度1	559	36	12	16	12	14	390	370	100	30	42,400
介護度2	627	36	12	16	12	14	390	370	100	30	44,440
介護度3	697	36	12	16	12	14	390	370	100	30	46,540
介護度4	765	36	12	16	12	14	390	370	100	30	48,580
介護度5	832	36	12	16	12	14	390	370	100	30	50,590

【第3段階】 市町村民税世帯非課税であって、第2段階以外の方

区分	基本料金	加算料金					保険外		加算料金		計 (自己負担額)
		日常生活継続	看護体制	夜勤職員配置	個別機能訓練	栄養マネジメント	食事代	居室代	生活機能向上	口腔衛生管理	
介護度	1日	1日(I)	1日(I+II)	1日	1日	1日	1日	1日	1か月	1か月	1か月
介護度1	559	36	12	16	12	14	650	370	100	30	50,200
介護度2	627	36	12	16	12	14	650	370	100	30	52,240
介護度3	697	36	12	16	12	14	650	370	100	30	54,340
介護度4	765	36	12	16	12	14	650	370	100	30	56,380
介護度5	832	36	12	16	12	14	650	370	100	30	58,390

【第4段階】 第1～3段階以外の方

区分	基本料金	加算料金					保険外		加算料金		計 (自己負担額)
		日常生活継続	看護体制	夜勤職員配置	個別機能訓練	栄養マネジメント	食事代	居室代	生活機能向上	口腔衛生管理	
介護度	1日	1日(I)	1日(I+II)	1日	1日	1日	1日	1日	1か月	1か月	1か月
介護度1	559	36	12	16	12	14	1,392	855	100	30	87,010
介護度2	627	36	12	16	12	14	1,392	855	100	30	89,050
介護度3	697	36	12	16	12	14	1,392	855	100	30	91,150
介護度4	765	36	12	16	12	14	1,392	855	100	30	93,190
介護度5	832	36	12	16	12	14	1,392	855	100	30	95,200

※ 所定単位数（基本料金＋加算料金）×83/1000介護職員処遇改善加算(I)としていただきます。

※ 所定単位数 基本料金×27/1000介護職員等特定処遇改善加算(I)としていただきます。

※ 介護保険負担割合証 2割または3割の方は、所定単位数（基本料金＋加算料金）が自己負担額が2割または3割となります。

※ 上記の他にご利用者の状況に応じて、次の加算も加わる場合があります。

加算の種類	1日	内 容
初期加算	30円	入所した日から30日間加算されます。30日を超える入院後、退院して戻られた場合もその日から30日間加算されます
経口移行加算	28円	経管により食事を摂取しているご利用者について、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行った場合に180日を限度として
療養食加算	1回6円	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などを提供した場合
看取り介護加算		利用者等の同意を得て看取り看護計画が作成され施設や居宅で亡くなった場合
	144円	上記の場合で、亡くなった日以前4～30日を限度として
	780円	上記の場合で、亡くなった日の前日・前々日
	1,580円	上記の場合で、亡くなった日

加算は、この他にもあります。